# 5月12日は『民生委員・児童委員の日』

～5月12日から18日までは『活動強化週間』～

問い合わせ　地域福祉課　☎0942-85-3553　記事ID　0002363

## まちの身近な相談相手『民生委員・児童委員』とは・・・

民生委員・児童委員は『民生委員法』『児童福祉法』に基づき、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。

民生委員・児童委員のなかには、こどもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員として選任され、活動している人もいます。

## 『民生委員・児童委員』の主な活動

### 地域の身近な相談相手

◆生活上の心配事や困り事、子育ての不安などの相談に応じ、悩みの助けになる窓口への『つなぎ役』になります。法律による守秘義務があるので、安心してご相談ください。

### 高齢者やこどもたちの見守り

◆一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害者世帯などを定期的に訪問し、見守っています。

◆こどもたちが交通事故や犯罪被害に巻き込まれないように、こどもたちの見守りや声掛けをしています。

◆保育園、幼稚園、小学校、中学校などと連携し、行事にも参加しています。

### 災害に備える取り組み

◆高齢者や障害者、妊婦など災害時に支援が必要な人を把握し、災害時の避難体制づくりに取り組んでいます。

### 福祉に関する研修に参加

◆児童、高齢者、障害者などに関する福祉のさまざまな研修に参加し、研さんに努めています。

新たに4人が民生委員・児童委員として委嘱されています（敬称略）。

| | |
|---|---|
| ■**鳥栖北地区** | 鎗田町＝今泉 展代 |
| ■**弥生が丘地区** | 主任児童委員＝益田 鈴香 |
| ■**旭地区** | 幸津町＝近藤 芳子 |
| | 増田 章博 |

### 今年は『民生委員・児童委員一斉改選』の年

民生委員・児童委員の任期は3年と定められており、令和7年11月30日で任期が終了します。現在（令和7年4月時点）、市内142人の委員が各町区を担当しています。あなたも一緒に、民生委員・児童委員として地域のために活動してみませんか。

ID 「記事ID」をご利用ください
市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。